佐賀県告示第 165 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和2年7月8日から令和2年8月7日まで佐 賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月8日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	鹿島市大字山浦字林田甲 470 番1地先か	令和2.7.8
207 号	5	
	鹿島市古枝字柿角甲 620 番 1 地先まで	